

Title	「百和香」考：詩歌の表現と華籠との関係
Sub Title	A study about "Hyakuwakō" : the expressions in poetry and the influence of a flower basket
Author	柿沼, 紅衣(Kakinuma, Kurei)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2023
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.124, (2023. 6) ,p.1 (260)- 18 (243)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01240001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「百和香」考

— 詩歌の表現と華籠との関係 —

柿沼 紅衣

はじめに

平安時代の女房歌人私家集の中に、「百和香」を詠んだ釈教歌が散見される。「百和香」とは、字書や類書を引くと、薰物（練香）の一種として挙がるが、和歌の内容を吟味するに、数種類の花を取り集めたものを指すと考えられる。つまり、「百和香」の形態は一つではなく、同じ呼称であつても、薰物と花を集めたものと、二種類が存在したということである。

「百和香」を詠んだ和歌が確認されるのは平安時代末期までであり、用例も十に満たない。しかし、『古今集』物名部に「百和香」の題が採られたことで、後代『古今集』古注釈はこれを様々に言い伝え、和歌史上注意され続けた。

主要な古注釈書では、藤原為氏に始まる二条家流以降取り上げられることが多くなり、先に述べた二種類の「百和香」の他にも、花とする説、五月五日に百草を取って合わせるという説、秘薬とする説、法会の際に花卉を入れる籠という説など、様々に伝えられている。^①

現在は、和歌においては花を摘み合わせたものと解釈するのが適当であるという結論で、一応の解決を見ている。しかし

これまでの論考は、「百和香」の実態を明らかにすることが目的で、和歌の用例に見える共通点や、なぜ花を集めたものを「百和香」と呼ぶのかという点までは考察されてこなかった。詠者に女房歌人が多いことと、釈教歌が詠まれる傾向にあることは、「百和香」の源流を考える上で重要な手掛かりとなるであろう。本稿では以上の点を踏まえて、「百和香」と仏教思想の関係を探りたい。

なお、本稿では便宜上、薫物のそれを「薫百和香」、種々の草花を摘み集めたものを「摘百和香」と呼び分けることにする。

一 「薫百和香」と神仙思想

「薫百和香」の記録は、古く『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に「合百和香丸小」と見える他、藤原通憲（信西）男で院政期の天台僧、澄憲の表白文に「百和ノ香空ヲ指テ昇シ」と見える。「百和香」は、寺院や法会で必要とされた、名香の一つであった。

薫物の香薬・調合方法等の伝書である『薫集類抄』（院政期成立）、『香秘書』（鎌倉期か）、『薫物故書』（南北朝期以降か）には、「百和香」の材料が載録される。『薫集類抄』と『薫物故書』には、「化度寺百和香」なるものも載っている。⁽⁴⁾

『薫集類抄』によると、「百和香」は、「沈四両、丁子二両、甲香一両已上大、熟鬱金二両、甘松一両已上小」と五種の香薬から成り、伝承の来歴は「寛平六年九月十日、八条一品宮於御前写給百和香方也」、寛平六年（八九四）に八条宮本康親王（仁明天皇皇子）が書写したものとある。また、「亦称黒方」⁽⁵⁾。是誤歟。亦名侍従。」と注記し、「百和香」が「黒方」（これは誤りか）あるいは「侍従」と称されていたことが知られる。「侍従」は六種の薫物に挙げられる、代表的な薫物である。

『薫集類抄』にある同じく八条宮由来の「侍従」の処方は、「百和香」と同じである。

「化度寺百和香」は、「沈六斤代沈炭、薰陸二斤、甲香七両、香附子三両、丁子二両、零陵四両、藿香二両、艾納一両代香、麝香三両代白檀、蘇合七両或三両」の十種から成る。『薫集類抄』には他にも化度寺由来の薫物の製法が載っているが、そのど

れもが九、十種と比較的多くの香料を要し、総質量も大きい。⁽⁷⁾

辞典類では、神仙説話が引かれることが多い。日本最古の類書である『秘府略』（平安初期）は、「錦」の項で「神仙伝曰、淮南王為八公、張錦綺之帳、燔白和之香」と引く。⁽⁸⁾ 淮南王（劉安）は、中国前漢時代武帝に仕えた人物で、出典の『神仙伝』には、謀反の嫌疑をかけられた後、山に登って仙人となった伝説が書かれる。この逸話の中で、劉安は八公と呼ばれる八人の道術の士を迎え、「百和之香」を焚いており、これは「薰百和香」であるのが明白である。⁽⁹⁾

足不履跣而迎、登思仙之台。張錦帳、象牀、燒百和之香、進金玉之几、執弟子之礼。

（足に履かず跣にて迎へ、思仙の台に登らしむ。錦の帳を張り、象の牀に、百和の香を焼き、金玉の几を進め、弟子の礼を執る。）

この『神仙伝』の故事は、二十卷本『和名類聚抄』の香薬部（卷十二）や、四十六種の香について効能等を説明した『香字抄』（院政期成立か）、これに続く『香要抄』、『香葉抄』にも抄出されている。

『香字抄』はさらに、『漢武帝内伝』の、武帝が仙女西王母を迎える準備をする場面を引いている。ここでも、「百和之香」は仙人を迎える場で焚かれるものである。⁽¹⁰⁾

至七月七日、乃修除宮掖之内、設座殿上、以紫羅薦地、燔百和之香、張雲錦之帳

（七月七日に至り、乃ち宮掖の内を修除し、座を殿上に設え、紫羅を以て地に薦き、百和の香を燔き、雲錦の帳を張る）西王母は、武帝に、三千年に一度実をつける仙桃を与えたことで余りにも有名である。ここで「百和之香」を焚くことも、知識階級に広く共有されていたに違いない。よって「百和之香」には、神仙のイメージが伴っていたと考えられる。

このイメージは、神仙的要素の色濃い漢文の伝記「浦島子伝」にも引き継がれた。主人公の浦島子が仙宮に入った後、天女の描写に「衣香馥々、似春風之送百和香」と出てくるのである。「浦島子伝」は後に『古事談』に収められた。

ここまでの記録を見る限り、「百和香」は、あくまで各種の原料を混合した薫物であり、神仙思想とともに伝わっていたことになる。しかし和歌に詠まれた「百和香」の用例を見ると、一転して「摘百和香」の形態が姿を現すのである。次に、

漢詩と和歌における「百和香」の用例を検討し、その共通点や相違点を明らかにしたい。

二 漢詩と和歌における「百和香」

まず漢詩において「百和香」は、前項で考察した通り、各種香料を混ぜ合わせた「薰百和香」としての用法が見られるが、特に馥郁とした花の香りの喩えに用いられている。

例えば唐代では、杜甫に（「即事」）、

雷声忽送千峰雨 雷声忽ち送る千峰の雨

花氣渾如百和香 花氣渾て百和香の如し

と見える。⁽¹³⁾ 七言律詩のうち頷聯で、「百和香」が「千峰の雨」と対になっている。ここでは、花の香りを薰物に喩えて表現している。

白居易（「石楠樹」）にも、

春芽細炷千燈焰 春の芽は細く千燈の焰を炷く

夏藥濃焚百和香 夏の薬は濃に百和香を焚く

と見え、⁽¹⁴⁾ 頷聯で、「百和香」は「千燈の焰」と対である。この例も、夏に花々が濃厚に香る様子を、薰物に寄せて表現する。本邦では、醍醐天皇から村上天皇の時代に活躍した、学者で漢詩人の大江朝綱（八八六〜九五七）の詩文に、いくつかの使用例がある。⁽¹⁵⁾

斜扇梅檀烧晓浪 斜に梅檀を扇ぎては暁の浪を焼く

高吹百和染春雲 高く百和を吹かせては春の雲を染む

（『類聚句題抄』・四六）

若非百和籠中出 若し百和の籠の中より出づるに非ずんば

定是梅檀浪底沈 定めて是れ梅檀の浪の底に沈むならん

〔類聚句題抄〕・二五四・「香不知花蕊」

どちらの例も、「百和」が「梅檀」と対になっている。梅檀は香木で、粉末にして練香の材料にもなる。朝綱は「薰物」という枠組みで、この二つを対にしたと考えられる。また、「染む」や「籠の中より出づる」という表現は、薰物の香りが広がる様子を言う。つまり、先に見た唐の用例とは違い、「百和」は花の香りの喩えではなく、香り豊かな薰物そのものとして用いられている。このように、日本の漢詩における「百和香」の形態はあくまで「薰百和香」であったと考えられる。一方和歌では、「百和香」は必ず「花」とセットで現れる。平安中～末期の私家集の、詞書の表現や歌の内容を検討すると、どれも「摘百和香」と考えられる。

① 『大斎院御集』 *三〇は『後拾遺集』（哀傷・五七九）に入集

少納言のなくなりし、あはれなる事など人／＼いひて、百わかうしをきたりけるをとりいで、せうとのえさうにつかはす

のりのためつみたるはなをかず／＼にいまはこのよのかたみにぞする（三〇）
返

も、くさのかたみのはなをとめをきていかにちすのつゆにぬるらん（三二）

② 『伊勢大輔集』 I

院の御堂にて百わかうつまれしに、なもしらぬ花を、みしりたるやと、はせたまひしに

衣でをしひらきてをみそなはせたうめうにさくほふたくの花（一三五）

③ 『帥大納言母集』（『経信卿母集』）

百和香アツメテ、ウタヨマスル人ノ、ツチハリノ花クハヘヨトイフニ

イカデカハユキテオルベキイロ／＼ニムラゴニ、ホフツチハリノハナ（一〇〇）

ホトケノツバリトイフ花ニ

ハナノサクノベラゾケフモタツネルコレヤホトケノツバリナルラン(二二)

④『顯綱朝臣集』

百和香に、くらゝの花をくはふとてよめる

まどはすなくらゝのはなのくらきよにわれもたなびけもえんけぶりに(二三)

⑤『殷富門院大輔集』 I

百わかうの花を、人くよまれしついでに

うゑたてゝ、いろにもしまじあさなくつみそしなはん(つみうしなはん―書陵部本)くれなゐの花(二九八)

あひがたきみのりのあみにいざひかんくるしきうみのいすきのはな(二九九)

しらつゆをたまとなしてやをみなへしまことのみちのをりにあふらん(三〇〇)

⑥『隆信朝臣集』 II・物名*⑤『殷富門院大輔集』と同時の詠

殷富門院大輔、人々に百わかうの花の名を、法文によそへてよませ侍しに

ありとても有にもあらずなしとてもなきにもあらぬ世にこそ有けれ(四三五)

①に挙げた『大齋院御集』(三〇・三二)詞書「百和香し置きたりけるを取り出でて」は、他出の『後拾遺集』では、「おきたりける百和香を、ちひさきこにいれて」となっている。⁽¹⁷⁾ 薫物は箱や香壺に入れられて贈呈されるものだったから、『後拾遺集』の文脈では、「百和香」は薫物だとして違和感なく読めてしまう。しかし歌の内容を見るに、ここでは色々な種類の花を集めた「摘百和香」と想定できる。『大齋院御集』の詞書に「百和香し」とあるように、「百和香」はこのように「する」ものだったのである。

『大齋院御集全注釈』は、「さまざまの花を混ぜあわせてあるだけで、練りあわせてあるものではないように思われる」と

注し、久保木哲夫氏はこれに同意し、「百和香」を「和製ポプリ」と表現した。⁽¹⁸⁾ 香文化的視点からも、「乾燥を避けたい薫物を籠に入れるとは考えられない」と、「薫百和香」の形態は否定されている。⁽²⁰⁾ 結句「かたみにぞする」の「かたみ」は、「形見」と「筐かたみ（竹で編んだ籠）」の掛詞になっており、これは「摘百和香」だからこそその修辭と言えよう。

勅撰集にも、『古今集』（物名・四六四・よみ人知らず）に、「百和香」の題で次の歌が入集する。

花ごとにあかずちらしし風なればいくそばくわがうしとかは思ふ

傍線部に「はくわかう（百和香）」と詠み込まれている。物名歌の眼目が、物の意味内容よりも題を上手く詠み込むことにあるとはいえ、歌の内容が「百和香」と全く関係がないとは言いい切れない。この歌は晩春の落花をテーマとするので、「摘百和香」を想定していると考えられる。

漢詩での「百和香」は、「薫百和香」、あるいは香りを介する比喻であった。一方和歌では、色々な種類の花を集めた「摘百和香」が専ら詠まれていた。「百和香」は、生活上の物資として、両方の形で併存していたことにもなるが、和歌に詠まれたのが「摘百和香」のみであるのはなぜだろうか。

そもそも薫物は、物によっては「梅花」や「荷葉」のように名称があるが、和歌ではただ「薫物」とされることが多い。個々の香りに差があったとしても、その違いを重点的に詠むこともないので、薫物を詠む和歌は、表現が常套化していたと考えられる。

薫物の和歌の表現は、大きく分けて二つある。香を詠むものと、煙を詠むものである。前者は、例えば『大式高遠集』（二九六）に、「うつるともたれかとがめむたきもの、このかばかりは身にもしめなむ」とある。他にも、『源氏物語』梅枝巻で、朝顔の姫君が依頼されていた薫物を贈る際に、「花の香は散りにし枝にとまらねどうつらむ袖にあさくしまめや」と添えた歌がある。

後者の煙を詠む歌は、早く『古今和歌六帖』（五・三三六四・ひとり）に、「たきものこのしたけぶりふすぶともわれひとり」をばしなすまじやは」がある。『四条宮下野集』（二七）には、薫物を貰った礼として、「うれしさをおもひしるにもた

きもの、けぶりばかりも身にぞしみぬる」という返歌がある。『大和物語』一三五段の、藤原定方女が藤原兼輔に贈った、「たき物のくゆる心はありしかどひとりたえて寝られざりけり」のように、燻る想いの比喩にも多用された。

このように、和歌で薫物といえは、香を詠むか煙を詠むかという具合に、表現に限界があった。「うつる」「染む」「くゆる」など、動作の言葉は豊富にあるが、それらを用いて比喩表現に繋がたとしても、それ以上の発展は見込めない。

しかし「摘百和香」の場合、花を集めるといふ行為そのものが詠作の機会を生み出しやすく、歌題や歌材として花を使用することもできる。珍しい花が用いられた場合は、物名歌としても成立する。和歌に多く「摘百和香」が詠まれるのは、そうした詠み易さの一つの要因であると考ええる。

ところで、私家集の「摘百和香」の用例からは、詠者には女性（女房歌人）が多いことや、釈教歌に多く詠まれている傾向も見取れる。これらの特徴については、第四項で考察する。

三 「鷹司殿倫子百和香歌合」に関する考察

「百和香」の名を冠した歌合に、「鷹司殿倫子百和香歌合」がある。源倫子は藤原道長の正室で、彰子、頼通、教通らを産み、長和五年（一〇一六）に准三宮宣下を受けた人物である。この歌合に関しては、萩谷朴氏『平安朝歌合大成』の他、神津眞佐子氏、伊井春樹氏にも詳細な論がある。⁽²⁾ここでは「摘百和香」の性質を踏まえて、改めてこの歌合の意味を考えたい。

伝本は二十巻本『類聚歌合』と伝定家筆本の二本あり、二十巻本の本文は、現存する断簡六葉から計十五首が伝わるのみ、伝定家筆本は、完本である。後から出現した伝定家筆本によって、歌合の全容が十題十番であることが明らかになった。どちらも歌合日記から始まり、内題も外題も書かれていない。しかし『類聚歌合』の成立中途に編まれた『和歌合抄目録』巻四に「源倫子鷹司殿歌合 十番 題百和香」と見えること、⁽³⁾また、他出の『夫木和歌抄』（春六・躑躅・二二二四）の詞書に「永保三年准后倫子家侍百和香歌合」とあることから、「鷹司殿倫子百和香歌合」と統一して称されている。

歌合日記は、「侍所之人々百和香進卜テ、左右方別、読集歌」（二十卷本断簡）とあるのみで、左右方に分かれた歌人の歌が一番から十番まで続く。詠者には相模、侍従乳母、良違法師といった歌人がおり、「百和香」を進上した「侍所之人々」と、和歌を詠進した歌人たちは、別のグループであったと考えられる。侍所の従者たちが倫子に「百和香」を献上するのの際して左右の歌人が選ばれ、それぞれに題が与えられて、詠作したものを持ち寄ったのであろう。先に挙げた「和歌合抄目錄」には「題百和香」とあったが、実際の歌合の題は順番に、①梅、②紅梅、③柳、④石柳、⑤桜、⑥菫、⑦桃花、⑧款冬、⑨石躑躅、⑩藤花と、春の植物である。歌の内容もそれぞれ題に即したもので、薫物を念頭に置いているとは考えられない。先行研究も、侍所から進上された「百和香」は、薫物ではないという点は一致している。

議論の焦点は、題の十種の草花の方に見られる。これらの草花は勅撰集春部の花の配列に近く、献上された「摘百和香」に実際に用いられた花の種類を示す、といったことや、『香字抄（下）』にある草花の一覧（第五項参照）に、いくつか共通することが指摘されている。⁽²⁵⁾

萩谷氏は、花を題に掲げる同系統の歌合に「近江御息所歌合」を挙げた。醍醐天皇更衣、源高明母である源周子主催の歌合で、女房たちの撰歌合（といっても番ではなく一首ずつ）とされている。詳しく見てみると、題は①梅、②柳、③花桜、④樺桜、⑤棟、⑥火桜の花、⑦庭桜、⑧梨の花、⑨桃の花、⑩石躑躅、⑪梶の木の花、⑫山ぢさの花、⑬さるとりの花、⑭楓、⑮山梨の花、⑯石柳、⑰実躑躅の花、⑱浮草、⑲山吹の花、⑳藤の花であって、傍線部八つの題が「鷹司殿倫子百和香歌合」と共通する（③花桜は「桜」と同義）。

「近江御息所歌合」の題は、実際に御息所の宮に植えられていた植物から選定されたと考えられるので、「鷹司殿倫子百和香歌合」の場合も、同じように鷹司殿の前栽などから着想を得たものかもしれない。とすればこれらの歌合は、前栽歌合の系統を引いていると言えよう。

「摘百和香」は様々な草花を摘み合わせて作るものである。それは、複数人の歌人が各々の詠作を持ち寄って、一つに合わせる歌合の構造と等しい。「鷹司殿倫子百和香歌合」の狙いはそこにあったのではなからうか。それぞれが花の題で詠ん

だ歌を歌合にまとめることで、ここに形而上の「摘百和香」が完成するわけである。

四 「摘百和香」と仏教思想―華籠の影響

先に、「摘百和香」を詠んだ歌は、女房詠の比重が大きいことを示した。このことは、「摘百和香」が儀式の一環、あるいは一種の調度として、生活圏内に浸透していたことを表している。平安時代、特に女房歌人が主流としたのは、題詠よりも、日常的な当意即妙の詠だからである。「摘百和香」が製作される工程にある「花摘み」も、特に女性とは縁が深い。⁽²⁾

また、もう一つの特徴に、釈教歌であることが挙げられる。例えば、第二項②に挙げた『伊勢大輔集』（I・一三五）は、御堂にて上東門院彰子が「百和香」を摘んでいる際に詠まれ、歌にも「たうめうにさくほふたくの花」とある。傍線部の「塔廟」「宝鐸」は、どちらも仏堂にまつわる用語である。他の用例でも、仏教にまつわる歌語が含まれていた。

仮に「薰百和香」が釈教歌に詠まれていた場合、名香・仏花の如く、香と花はどちらも仏に供えるものであるから、その関連性は連想しやすい。北村季吟の『八代集抄』も、『後拾遺集』（哀傷・五七九）の選子内親王の歌を、「香花とて、ともに仏に供ずる物なれば、花になぞらへてかくよみ給へるなるべし」と解釈している。しかし「摘百和香」の慣習が発展した背景には、仏教的儀式を基にした、別の影響があると考えられる。

平安時代後期は浄土信仰が大きな広がりを見せたが、天台宗の『法華経』も崇重されていた。「朝題目夕念仏」という言葉があるように、天台宗では朝に「法華懺法」(『法華経』を誦する)、夕に「例時作法」(『阿弥陀経』を誦する)を行うのが対の勤行で、これらは顕教法要の中心であった。上流貴族の間では、法華八講も盛んに行われている。

さて、こうした法会で行われる法要に、「散華」がある。本格的な説経が始まる前の導入に行われ、花を散らして仏を供養するのである。もともとは生花であったが、日本では蓮華の花びらをかたどった紙が使われるようになった。『狭衣物語』卷三に、嵯峨院の法華曼陀羅供養と、それに続く法華八講の場面がある。傍線部が、散華の描写である。

十方供の折は、蓮の花、色々散り紛ひたるに、名香の薫り合ひたるは、極楽もかくこそはと推し量らる。

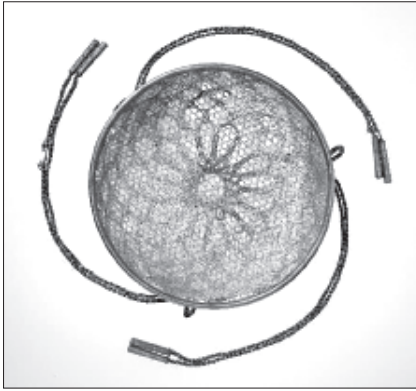


図2 重文 綾張竹華籠 藤田美術館蔵
画像提供 奈良国立博物館



図1 花籠 正倉院宝物

このように会場が飾られ、さらに名香が焚かれることで、人々は浄土の様子を想像したのであろう。

散華する花を盛る容器を、華籠（華皿）と言う。もとは貴人の来訪に際して花を盛る道具であったが、中古以来、散華の道具として使われるようになってきた。古くは実用性が重視され簡素な作りだが、段々と装飾性が高くなっていく。奈良時代の品として、正倉院宝物に、竹の薄板を編んで作られた華籠が保存されている（図1）。美術的な装飾はなく、簡素なデザインである。

平安時代の品としては、藤田美術館（大阪府）に十二枚の「綾張竹華籠」（重要文化財）が存する（図2）。細い竹で編まれた籠が二つ重ねられたもので、表面には蓮弁の文様の綾絹が張られ、持ち上げた時に垂れ下がるような紐の装飾もあり、見た目にも美しい。

散華の花は仏に供養するもので、蓮弁を模した紙片は、華籠に盛られていた。貴族たちはこれに倣って、花を取り集めて容器に入れる「摘百和香」を製作したのではなからうか。当時、花摘みや若菜摘みの際には、籠（花籠）が使われていたから、ここに華籠を基にした仏教思想が重ねられたと見ても、不自然ではない。

『古今集』古注釈書の中にも、「百和香」をそのように解するものがいくつもある。神宮文庫本『古歌抄』には、「法事ノ時、花ピラ入ル籠ノ、ウツクシクアルニになむすびたる物の秘名也」とあり、『古今伝受抜書』には、「是は法事の時、花を入る籠也、赤き房を結び下たる籠也」とある。『大斎院御

集』(三〇)の「のりのためつみたるはなをかず／＼にいまはこのよのかたみにぞする」に見られる、「形見」と「筐(竹で編んだ籠)」の掛詞も、より実景的な意味を帯びてくると思われる。

五 『香字抄』所収『百種和香花日記』再考

「百和香」には「薰百和香」と「摘百和香」の二形態があることが確認されたが、「摘百和香」に香料を加えた、現代で言うところのポプリ(ドライポプリ)にあたるものかという指摘もある⁽³⁰⁾。現代のドライポプリは、乾燥後も香りが強く残る草花や、色鮮やかな花や木の実などを集め、香油を混ぜて作るものであるが、当時こうしたものがあつたとするならば、香油ではなく、香木やその他の香料を用いたはずである。先行研究が手掛かりとしたのは、統群書類従本『香字抄』に記された、『百種和香花日記』という記事である。

『香字抄』は、主に密教の修法に必要な香葉について、簡潔に説明した類書である。「薰百和香」の説明、および『神仙伝』・『漢武帝内伝』の説話が載る書物として、第一項で触れた。伝本は大きく三巻本と二巻本とがあるが、内容に大きな差はない。三巻本は高山寺旧蔵本(上巻は大東急記念文庫蔵、下巻は京都大学附属図書館蔵本『葉字抄』、中巻欠)と石山寺本が知られ、二巻本は猪熊本(武田科学振興財団蔵本、上巻存)と統群書類従本が知られている。

この内、統群書類従本系統は、『香字抄』二巻分の内容の他に、『香字抄(下)』(統群書類従「裏書」)なる一冊を追加した三巻本で伝わる。『群書解題』は「裏書は後世のもので原文とは関係がない」とするが、卷子で伝わった伝本の紙背本文が収録された一冊という可能性も考えられる。『百種和香花日記』は、この『香字抄(下)』内の「百和香」の項に見える。以下に省略しつつ引用する。⁽³¹⁾

不動使者陀羅尼秘密法云、復次取百草花、和蘇酪蜜、一咒一燒、御求衣服如此花色、皆得称意

旧訳仁王経下云、百師子孔高座前○燒百和香

或尼公本云

百種和香花日記

正月 ビワノハナ ムメノハナ … (中略)

以下、一月から九月まで各月ごとに、計百八の草花の名を列挙する。一月は二種、二月は六種と、月ごとに数は異なる。九月の後には次のように記す。

此外二沈、麝香、蘇芳、赤木、丁子、エビ、紫檀、白檀、可加之

此花ツمامトキハ精進ニテツムベシ、又自ラモツミ、人シテモツマセヨ、ツمام時ニハ南無阿弥仏ト百反可唱云々、心ユサルヒトモ、ヒトフサツミテ、ヒトノツمامニクワウレバ、決定生極樂世界云々

『香字抄(下)』では新たに、『不動使者陀羅尼秘密法』、『旧訳仁王経』、『百種和香花日記』の三つが、「百和香」に関連する伝承として挙げられる。『百種和香花日記』の傍線部には、先に挙げた月ごとの数々の花の他に、沈、麝香、丁子といった香木・香料を加えよとある。また、花を摘む際は念仏を繰り返し唱えるようにとも言い、浄土信仰の様子が顕著である。しかし、この記事と「百和香」を結び付けて考えるには注意が必要である。そもそも『百種和香花日記』は統群書類従本系統にしか見えず、「或尼公本云」とはあっても、誰の記述を引いたものなのか全く不明である。また、本文中に「百和香」の名称が出てこないため、結局どの部分が「百和香」を指すのか曖昧である(この点は『不動使者陀羅尼秘密法』も同様)。草花に香木や香料をただ足したものを「百和香」と見なすのか、香料は粉末状に加工したものを指すのか、その場合最終的には練香を作るのかなど、疑問が残る。

例えば、薫物と花を合わせて用いるという点では、その様子を『今昔物語集』本朝仏法部に求められる。ただしどちらの例も、一種類の花を練香に添えていると考えられる。

花散ル時二成ヌレバ、木ノ下ニ落タル花ヲ拾ヒ集テ、塗タル物ノ蓋ニ入テ、程ほど下過ルマデ匂ヲ愛ス。風吹ク日ハ、木ノ下ニ疊ヲ敷テ、花ヲ外ニ不散ちらざズシテ取り集メテ置ク。切ナル思ヒニハ、花枯ヌレバ取集テ薰たきものニ交ゼテ匂ヲ取レリ。其ノ中ニモ、小キ木ヲ殖うゑテ、此レガ花榮さかタルヲ見テ、他ノ事無ク興ジケリ。

(卷十三・第四十三)「女子、死受蛇身、聞説法花得脱語」
をむなごにしてへみのみをうけほくゑをとくをききてしくだつせること

右は、死後蛇の姿になってしまった娘が、『法華経』第五卷の講義を聞いて、解脱が叶うという話である。娘は生前、異様なまでに紅梅を愛でており、傍線部では、枯れた花卉を薫物に混ぜ合わせて焚くことで香りを楽しんでいる。

其ノ仏事ヲ勤ケル様ニ、常ニ香ヲ買キ、其ノ郡ノ内ノ諸ノ寺ニ持參テ、仏ニ供養シ奉ケリ。亦、春秋ニ随テ野ニ出デ山ニ行テ、時ノ花ヲ折テ、其ノ香ニ加ヘテ仏ニ供養シ奉ケリ。

(卷十五・第五十一)「伊勢国飯高郡老嫗、往生語」
いせのくにのいひたかのほりのおいたるおきな わうじやうせること

右に挙げたもう一方の例では、仏に薫物を奉納する老婆が、特に春と秋には野山で季節の花を折り、香に加えている。

「薫百和香」や「摘百和香」以外にも、これらと似たような趣向のものを「百和香」と呼び表した可能性は十分考えられるが、『香字抄(下)』の記述をどこまで信頼するかは、慎重に考える必要がある。平安和歌における「百和香」の実態を探るのに最も有効な一次資料は、やはりその時代の歌集の詞書、そして和歌本文そのものなのである。

おわりに

「百和香」は薫物として伝わり、古代中国の説話による神仙的な印象とともに享受された。唐代の漢詩には、花の香りの喩えに用いた例もある。しかし日本の詩歌においては独自の発展を遂げ、漢詩ではあくまで芳しい薫物の「百和香」が、和歌では数々の草花を摘み合わせた「百和香」が、それぞれ詠まれた。

薫物を詠む和歌は、表現がすでに決まり切った限定的なものになっており、「薫百和香」の例は、その中に埋もれてしまったと考えられる。「摘百和香」は対照的に、詠作の機会を発生させやすく、和歌の表現の自由度も高いため、和歌に詠まれやすかつたのである。本稿で取り上げた「鷹司殿倫子百和香歌合」も、種々の草花を一つに集めた「摘百和香」の形態と歌合の構造を関連付けて考えることで、単なる物合以上の価値を見出すことができよう。

「摘百和香」の用例の特徴は、詠者に女性が目立つことと、仏教にまつわる歌語を含んだ、釈教歌に詠まれやすいという

ことである。本稿では、この背景に、仏教の法要の一種である「散華」と、それに用いられた「華籠」の影響があると指摘した。『古今集』古注釈の中にも、「百和香」を、法会の際に花卉を入れる籠と注するものがあり、華籠の特徴と一致する。華籠を模した花の籠が、「百和香」の名で貴族階級の生活圏内に浸透していたからこそ、和歌に詠まれる機会が多かったのではなからうか。

「摘百和香」は、女房とその主人が仏教思想のもとに行った、平安時代の花摘みの習慣の一樣相を伝えている。正月の若菜摘み、端午節会の薬玉作りのように、年中行事として行われたわけではないが、その時代の貴族階級の間で、一時的な流行を見せたのであろう。それが単なる花摘みの延長ではなく、和歌文学と深く関連しつつ発展したことは、私家集の記録性の再評価、延いては平安時代の風俗・慣習の史料としてもっと活用すべきことを、再認識させるのである。

【附記】引用した本文・歌番号は、特に断らない限り、家集は『新編私家集大成』、撰集は『新編国歌大観』に拠った。私に濁点・句読点を付した。『源氏物語』・『大和物語』・『狭衣物語』は『新編日本古典文学全集』、『今昔物語集』は『新日本古典文学大系』に拠った。

注

(1)

【教長注】：恋一・四七九の注に「ムカシハ百和香ヲツネニツミケリ」（『顯昭注』はこれを引く）。毘沙門堂本『古今集註』：「百和香ト云者、醫道ノ秘薬也。五月五日ノ午時ニ一町ガ内ニテ、百草ヲ取テ百日之間カゲホシテ、午日ノ午時、焼テアマツラニテ合薬シテ丸ジタル者也。除死丸トモ云、不死薬トモ云也。万病薬也」。一条兼良『古今集童蒙抄』：「香の名也」。飛鳥井雅親『古今榮雅抄』：「五月五日に、百草をとりて合する香也」。常光院流堯憲『和歌深秘抄』：「せんぼうの時花びらを入れても

(13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)

ち候、籠の装束の名といへり、又合香といふ人あり、いづれを是とすべきにや、是又不詳。東常縁『兩度聞書』：「あはせたきもの、名也」。三条西実枝『伝心抄』：「アハセタキ物ノ名也。カンノブ帝ノ時ニ、天笠月氏国ヨリ進上シタルガ初也。北村季吟『八代集抄』：「五月五日に百草を取て合する香也」。

『大日本古文书』編年文書2。天平一九年(七四七)二月十一日。

『大日本古文书』家わけ文書19、醍醐寺文書16。安元三年(一一七七)。「澄憲表白集」。

各伝書について、田中圭子『薫集類抄の研究 附・薫物資料集成』(三弥井書店、二〇二二年)に、翻刻と詳細な解題がある。各伝書の引用本文はこれに拠った。

化度寺は、長安にあったとされる真寂寺の、唐代に改号した後の名称。

『香秘書』には「百和香字傳從」とある。また、来歴を「仁和元年三月四日抄之云々」とする。仁和元年(八八五)は『薫集類抄』が伝える寛平六年より少し時代を遡る。

これは仏菩薩の供養のために、多くの人が薫物を必要としたからだと考察されている(田中氏、注4前掲書)。

前田育徳会尊経閣文庫編『秘府略 卷八百六十八附卷八百六十四』(尊経閣善本影印集成13、八木書店、一九九七年)。卷八六八、布帛部三。

『増訂漢魏叢書』(別史第32冊)所収『神仙伝』卷四「劉安」。

『漢武帝内傳 附外傳逸文校勘記』(守山閣叢書)所収。

テキストは群書類従本『続浦島子伝記』。「古事談」「浦島子伝」の後半(当該部分)は『扶桑略記』を典拠とし、『扶桑略記』のこの部分(『続浦島子伝』あるいは『続伝略抄』を典拠としたとある)の本文に近いのは、群書類従本と考えられている。なお、『扶桑略記』(第二・雄略天皇廿二年七月条)には「似春風之送百花香」とあるが、意味上「百和香」が正しいと思われる。例えば、南朝梁の何遜(詠七夕)には、

月映九微火 月は九微の火に映じ

風吹百和香 風は百和の香を吹く

と見える(『玉台新詠』卷五、『藝文類聚』卷四、『初学記』卷四所収)。七夕と「百和香」の組み合わせは、先に述べた『漢武帝内伝』が本説と考えられる。「九微の火」と「百和の香」とが対句を構成している。

下定雅弘・松原朗編『杜甫全詩訳注(四)』(講談社学術文庫、二〇一六年)。

下定雅弘・神鷹徳治編『宮内庁所蔵那波本白氏文集一』（勉誠出版、二〇一二年）。
 本間洋一『類聚句題抄全注釈』（和泉書院、二〇一〇年）。他にも、「染紅袖於百和、猶耽芬馥（紅袖を百和に染め、猶ほ芬馥に耽る）」（『本朝文粹』巻一・「男女婚姻賦」という例があり、ここでも「百和」は薫物である。

『隆信朝臣集』（Ⅱ・物名）には、ここに挙げた四三五以降も、花の名前が題の歌が続く。
 は、こ

さくらばやみのりにとけることのは、このよをうしとをしへけりとも（四三六）
 きく

このよにてきくにつけても思ひやる法にはなる花のほひを（四三七）
 しふれ

のりにとくことのはごとにしふれど猶はかなきは心なりけり（四三八）
 くだに

消はてむわが身のすゑをいかにせむきくだにかなしあなうよのなか（四三九）

「ハハコ（母子）」は、春の七草にも数えられるキタ科のゴギョウのこと、「クタニ（苦胆・木丹）」は、ボタン、リンドウ、クチナシなどと言われている。歌の内容は四三五詞書にある通り、法文に寄せたものになっている。

哀傷・五七九。

少納言なくなりて、あはれなることなどなげきつつ、おきたりける百和香を、ちひさきこにいれて、せうとの棟政朝臣の許につかはしける 選子内親王

のりのためつみけるはなをかずかずにいまはこのよのかたみとぞおもふ

石井文夫・杉谷寿郎編『大齋院御集全注釈』（和歌文学注釈叢書2、新典社、二〇〇六年）。

久保木哲夫『うたと文献学』（笠間書院、二〇一三年）第Ⅱ章・四「百和香」小考（初出一九八八年）。

千葉恭子『百和香の種類と変遷―散香・薫衣香・薫物・乾燥草花・丸薬の側面―』（香文化録5、二〇二〇年五月）。

萩谷朴『平安朝歌合大成（二）』（増補新訂、同朋舎出版、一九九五年）。

神津眞佐子『百和香歌合をめぐる』（大阪青山短大国文リ、一九九三年二月）、伊井春樹『物語の展開と和歌資料』（風間書房、二〇〇三年）第三章・第七節「鷹司殿倫子百和香歌合について」（初出一九九三年）。

『平安歌合集 下』(陽明叢書国書篇4、思文閣、一九七五年)に拠った。

『夫木和歌抄』には「永保三年(一〇八三)」とあるが、倫子は天喜元年(一〇五三)に既に没しているため、これは誤りで、開催は永承三年(一〇四八)と考えられている。

伊井氏、注22前掲。

神津氏、注22前掲。

例えば『古今集』には、「花つみよりかへりける女どもを見てよめる」(春下・二三・躬恒)、「人の花つみしける所にまかりて」(恋一・四七九・貫之)という詞書があり、女性が花摘みに出掛ける様子が記される。俊成『古今問答』は「いにしへは花つみとて女どもなどの山野にいで遊げるなるべし」、毘沙門堂本『古今集註』は「内裏女房達ハナアハセムトテ、花ヲツム事アリ」と注する。古代より女性と花摘みは、結びつきやすい傾向にあった。

「塔廟」は仏像を安置したり、死者を供養したりするための塔。「宝鐸」は寺院の堂塔の四隅の軒などに吊るす、釣鐘のような形の大形風鈴。久保木哲夫『伊勢大輔集注釈』(私家集注釈叢刊2、貴重本刊行会、一九九二年)は、「こゝは「御堂」における花摘みだったので、とっさの場合の機転による表現」と注している。

神宮文庫本『古歌抄』は、冷泉家末流の注釈とされる。『古今伝受抜書』は、宮内庁書陵部蔵本(伏・一〇二)。内題には「古今和哥切紙秘傳抜」とある。宗祇流の古今伝授。

佐々木由美子「後拾遺和歌集研究(三)―百和香―」(古典と民俗16、一九八五年十二月)。神津氏、注22前掲。

テキストは早稲田大学図書館蔵本『香字抄(下)』(請求記号・ヲ0900611)。続群書類従本と同じく、貞応二年(一二二二)と文永六年(一二六九)の本奥書を持つ。引用本文では、括弧内に続群書類従本との異同を示した。

説話の出典である『日本往生極楽記』四十一「伊勢国飯高郡に一の老婦あり」では、「その勤修するところは、常に香を買ひて、郡中の仏寺に供し奉れり。春秋に至るごとに、花を折りて相加へ」とある(井上光貞・大曾根章介校注『往生伝 法華験記』日本思想大系7、岩波書店、一九七四年)。